

KSKR

No.263

**2020
June**

6

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一般社団法人日本自閉症協会第7回総会無事終了

6月17日、一般社団法人日本自閉症協会第7回総会が、これまでと違った形で行われました。今年度初めての試みとして、議案説明会と総会を分離しての実施でした。新型コロナウイルス感染拡大の中で全国から東京に集まることはできないため、事前に送付された議案書・委任状・正面表決の形がとられました。6月14日には議案説明会として、パソコンやスマートフォンを使った Zoom というインターネット

ト会議アプリによって行われました。これには35団体が参加しました。議案は youtube 動画にても流され、Zoom ができない人にも内容が伝えられました。私もこの Zoom 会議に参加しましたが、質疑応答もスムーズに行うことができ、とても便利なツールであることが驚きでした。Zoom は講演会やセミナーにも十分使えると思えました。総会は17日18時から本部事務所で少人数により行われました。全加盟団体(51

団体)からの委任状の提出があり、総会は無事成立し、議決については全会一致のご承認で可決したとの報告がありました。奈良県自閉症協会でも、最近、一堂に集まるのが難しくなっています。メーリングリストだけでなく、パソコンやスマホでできる Zoom を利用したミーティング等を積極的に行っていきたいと考えています。

みなさまのご協力をお願いします。
(河村)

**あり方検討委員会
委員募集について**

2020年6月18日
加盟団体代表者 各位

一般社団法人日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

全国大会あり方検討委員会の設置及び委員募集について 日頃より、日本自閉症協会の活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。先日5月30日に開催された第22回理事会におきまして、「全国大会あり方検討委員会」の設置が承認され、昨日の第7回総会で報告されました。これまでの多くの先達者や各地域の皆様のご尽力で当協会が創立してから25回の全国大会を全国各地で開催されてきたこ

とに心より感謝申し上げます。近年、時流のなかで、全国大会の開催について見直しが必要となってきております。そこで、石井啓全国大会担当理事を委員長とした本委員会を設置し、加盟団体のみなさまの意見を踏襲しながら、これからの全国大会が状況に合った形で継続して開催できる方法を検討することとなりました。つきましては、下記をご確認いただき、ぜひ委員としてのご参加をご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 全国大会あり方検討委員会 設置目的 現在の自閉症を取り巻く社会状況や加盟団体の状況を鑑みながら、全国大会を開催する目的や内容および運営方法や開催方法について

議論し今後の全国大会開催の方向性を提案する。

2. 委員会での検討事項 全国大会の開催目的の確認および開催方法の考案、開催にあたっての実行体制の整備

3. スケジュール (予定) 第1回委員会 7月以降年内を目途にキックオフとして、集合対面による開催。第2回委員会以降 web 会議やメールにより討議する。常任理事会へ報告 年度内を目指す。

4. 委員募集について 対象：加盟団体役員

募集締切：7月3日(金)

5. お問い合わせ先・連絡先 事務局 大岡千恵子

TEL：03-3545-3380

E-mail：ooka@autism.or.jp 以上

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

やまゆり園の虐待調査、 コロナに乗じて闇に？ 神奈川県の中止宣言に 疑問の声

新型コロナウイルス禍が続く中、障害者施設の虐待調査がうやむやにされようとしている。4年前に大量殺傷の舞台となり、昨年秋に新たに虐待の疑いが浮上した神奈川県立「津久井やまゆり園」(相模原市)。県が5月18日に突然、虐待に関する検証の中止を表明し、関係者に疑問の声が広がっている。植松聖死刑囚(30)の裁判の判決では、植松死刑囚が「重度障害者は不要な存在」と考えることにつながった背景として、職員による入所者への不適切なふるまいなどがあったと指摘。事件の教訓を福祉の現場で生かすためにも、実態解明が求められている。県「中間報告で検証終了」理由明

かさず 津久井やまゆり園は、県が社会福祉法人かながわ共同会に運営を委託している。事件後、利用者は横浜市港南区芹が谷にある仮園舎を中心に複数の施設などに分かれて暮らしている。ところが、昨年秋、入所者に対して不適切な支援が行われていたと情報が寄せられたことから、県が今年1月、第三者の有識者による検証委員会(委員長・佐藤彰一国学院大学教授)を設置。3人の委員が園の個人記録や会議録などを精査し、5月14日、中間報告書を県に提出した。報告書は、要件を満たさない身体拘束や長時間の居室施設などの実態を挙げ、長期にわたる「虐待」の疑いを指摘。県に対しても「設置者としての役割意識が不十分」と改善を求めていた。3月議会では、検証委員会を広げた形で部会を立ち上げ、対象を県立施設全体に広げることになっていた。ところが

5月18日の県議会厚生常任委員会で、県側が「津久井やまゆり園の検証は中間報告をもって終了」「最終報告は作成しない」と説明。検証委員には事前にこの方針は伝えられておらず、佐藤委員長は「新型コロナウイルスの影響で延期になっていた園職員のヒアリングを実施するつもりだったので驚いた。県の意図が分からない」と戸惑いを見せる。記者が鳥井健二・利用者支援検証担当課長に「検証中止」の理由を尋ねると、しばらく沈黙した後、「……議会で答弁した以上のことは答えられません。調査は法人に任せている。今後は前向きな議論をしていく」と繰り返すばかり。意思決定のプロセスも「部内で検討した結果」と明言を避けた。検証委員会に依頼しておいて、なぜ途中ではしごを外すのか？ 聞けば聞くほど、などは深まる。神奈川県に提出された津久井やまゆり園

利用者支援検証委員会の中間報告。「虐待の疑いが極めて強い行為が、長期間にわたって行われていた」などと指摘している。

専門家「虐待防止法の趣旨に反する」

神奈川県の対応について、厚生労働省の元障害者虐待防止専門官の曾根直樹・日本社会福祉事業大学准教授(障害福祉)は「虐待の疑いがあれば、行政が適切に権限を行使することが法で義務づけられており、事実確認をするのが当たり前。これで調査を終わらせるなら虐待防止法の趣旨に明らかに反する」と疑問を表明。「そもそも県立施設なのだから県が設置責任者として調査すべき立場。なぜ途中でやめるのか理由が分からない。過去の事実に向き合えないのは隠蔽(いんぺい)と同じ。いつかまた虐待が起きることにつながる」と指摘する。国内94の障害者団体が加盟するNPO法人DPI日本会

議の平野みどり議長は「当事者を置き去りにしたまま、周りが虐待の検証を頓挫させることはあってはならない。検証委員の3人は実績があり信頼できる人たち。虐待は微妙なケースも多いだけに、法人任せではなく外部による徹底的な原因究明と再発防止策は不可欠だ。事件の教訓を生かし、障害者権利条約の批准国として恥ずかしくない福祉を実現させるために、知事はリーダーシップを発揮すべきではないか」と話す。親が望むのは虐待がない施設

知的障害者の親でつくる、全国手をつなぐ育成会の久保厚子会長は「親が望むのは、我が子が安心して暮らせるように差別や虐待がない施設であること」と話す。入所施設の運営にも関わる久保会長は、職場環境が植松聖死刑囚のゆがんだ思想の形成に影響を及ぼしたと感ずるといふ。「検証を途中でやめるのは、臭

いものにフタをすること。そこを見直すことなしに意思決定支援には進めないはず。虐待や不適切な支援を正当化していないか、二度と事件を起こさないためにも、県職員、運営法人、障害者に関わるすべての人が考え、改めていかなければならない」と訴える。

かながわ共同会の指定管理を巡っては、昨年末から期間の短縮を求める知事と県議会の一部議員が対立。県議会厚生常任委員会でも一部議員が、知事の肝いりで設置した検証委員会を批判してきた。全国の障害者作業所でつくる「きょうされん」の藤井克徳専務理事は、「入所者が蚊帳の外に置かれたまま、検証が政争の具になっているのではないか。調査が中途半端なまま先に進むことはありえず、第三者に検証してもらい、一旦うみを出し切るべきだ。事件の背景が分からないまま裁判は終わっ

てしまった。だからこそ、社会で考え続ける必要があり、支援現場の検証はその端緒となるはずだ」と話す。支援現場で起きた事件 管理者は認識を全国の知的障害者施設の管理者でつくる日本知的障害者福祉協会の井上博会長は、検証委員会の中間報告書を読んで、「支援現場では、身体拘束や居室施設が漫然と行われていたのではないかと。強度行動障害の人でも、問題行動の理由を探り、不安を取り除くことで行動制限は必要なくなる。支援のスキルを磨き、一人一人に向き合っていたのか、法人は自らを調査する必要があるし、第三者による検証も続けるべきだ。事件が職員によって起こされたという事実を、われわれ入所施設の管理者は、重く受け止める必要がある」と施設側の自省を促している。

津久井やまゆり園の支援の問題については、知的障害者の団体「ピー

プルファーストジャパン」も2月にメンバーら約450人が県庁を訪れ、黒岩祐治知事に調査の要望書を提出している。神奈川県は事件後、再発防止と共生社会の実現を目指すとして「ともに生きる社会かながわ憲章」を制定。黒岩知事は「利用者目線の福祉」を掲げている。

※以上(上東麻子 毎日新聞2020年6月18日より)



**クラスターとの闘い
障害者施設見真学園の
52日
あの日、一変した日常
自分が倒れたら回らない**

2020/6/15

拡声器を握り、成人棟に向かって声を掛ける見真学園の男性職員。手を振り返す利用者もいる(撮影・高橋洋史)



「1組さん、おはよう。おお、みんな元気そうじゃね」。拡声器を通して快活な声が響く。広島市佐伯区にある知的障害者の入所施設「見真

学園」。施設責任者の男性職員(47)は今も毎朝、利用者と担当職員の様子を見て回る。ただし、建物内には入らない。「万が一」を警戒し、屋外から言葉を交わす。

【グラフ】見真学園の感染者数の推移

4月13日、利用者と職員計7人の新型コロナウイルス感染が発覚し、学園の日常は一変した。園内の感染者は増え続け、58人にまで膨らんだ。障害が重く、入院という環境の変化に耐えられない人もいる。軽症者は園内にとどまり、未知なる感染症と闘ってきた。

最後まで療養を続けていた利用者4人の陰性が確認されたのは、今月3日。クラスター(感染者集団)は収束し、学園には笑い声と穏やかな時間が戻ってきた。医師や行政も「通常生活に戻っていい」と太鼓判を押

す。「ここまで来られた。本当にうれしい」。男性職員は、手を振り返す利用者の姿に目を細める。

「それでも、あんな体験をしたら慎重にならざるを得ない」と男性職員は言う。園は自粛生活を、まだ続けている。利用者は陽性になった時期も踏まえて居住エリアを分け、互いに行き来せず過ごす。「なぜって、ここは一時、本当に戦場みたいだったんです」

▽感染一気 急変に恐怖

見真学園は緑豊かな山の手にある。成人棟と児童棟に分かれ、知的障害のある77人が暮らす。敷地内には食堂や作業棟、イチゴ栽培のハウスもある。1967年の開園から50余年、障害者の生活の場として地域に根付いてきた。新型コロナウイルスの集団感染は、その成人棟を襲った。

4月12日朝。異変に気付いた男

性職員(37)は、血の気が引いた。担当クラスの複数人が発熱している。保健センターやかかりつけ医、休日当番医に電話で相談を重ね、中区の市立舟入市民病院に6人を運んだ。「インフルエンザなら、と願ったんですが…」。翌13日、全員の陽性が判明した。

その日すぐ、区保健センター長の富安真紀子医師(47)が園に駆け付けた。残る利用者や職員のウイルス検査をするためだ。他区の医師の力も借り、たった2日で計109人を調べた。

【ダイジェスト】新型コロナウイルス感染拡大 危機の中の中国地方

■電話鳴り続く

飛沫(ひまつ)が散ることを踏まえ、検査は屋外で行った。白いガウンを着た医師らに囲まれて動揺する利用者たち。職員が体を押さえない

と、検体を採取できない。「収束まで長期戦になる」。富安医師はそう感じたという。

検査の結果、陽性者は一気に40人に膨らんだ。「信じられなかった」。施設責任者の男性職員(47)は言う。新型コロナの対策には万全を期してきたからだ。買い物訓練などの学外活動を全て見送り、保護者の面会も断った。「なのに、針の穴からウイルスの侵入を許してしまった」

落ち込んでいる暇はなかった。14日にクラスター発生が公表されると、事務所の電話が鳴りやまなくなった。「広島中、みんな怒ってるぞ」「責任を取れ」。大声を出す人も、無言電話もあった。「真摯(しんし)に応じよう。不安を与えてしまったのだから」。ベテランの男性職員(70)と2人で、受話器を握り続けた。それから数日間、電話は深夜にも鳴り響いた。

同時に、利用者をケアする現場は、極度の緊張に包まれていた。感染者が一人、また一人と発症し、症状が進む。いつ急変するか分からない。そんな恐怖と隣り合わせだった。職員は全員、自宅に戻らず、園内の寮や管理棟の空き部屋に泊まり込んだ。車中泊を続けたメンバーもいた。

ある男性職員(32)も「ギリギリの状態だった」と明かす。自らも陽性となったが熱やせきはなく、園にとどまりケアに当たった。目の前にはぐったりした利用者がいた。熱がぐんぐん上がり、息遣いも荒い。なのに簡単に入院させることもできない。環境が変わると不安定になり、暴れたり、自傷行為に走ったりしかねない。目を離せず、夜は交代で利用者の部屋に泊まり込んだ。

■「本当に壮絶」

救いは「いつでも電話を」と、臨戦態勢を敷いてくれた医療者たち。

実際、舟入市民病院の医師の携帯電話を何度も鳴らした。救急車を呼ぶ日もあれば、夜中に車を走らせ、利用者を病院に運んだこともあった。

別の男性職員(60)は「発生後の1、2週間は本当に壮絶でした」と振り返る。この職員も感染が判明。味覚、嗅覚の異常やせきがあったが、入院しようとは思いつまなかったという。「言葉にできずとも入所者には意思がある。心の機微が分かる私たちがケアするしかない、と思っていた」

それでも同僚が体調を崩して入院すると、心は折れそうになった。「自分が倒れたら回らない。もう駄目かもしれない」。そんな思いが幾度もよぎった。

◇陽性者が初めて確認された4月13日から、全員陰性になるまでの52日間。学園はクラスターをどう乗り越えたのか。関係者の取材を基

に闘いの日々をたどる。

(田中美千子)

関連記事「広島県内、感染100人超す 3市でクラスター」(4月15日)

関連記事「中国5県の感染200人に クラスターが拍車」(4月19日)



2020年度事業計画 および予算について

加盟団体の皆様へ

会長 市川 宏伸

新型コロナウイルスの感染拡大を防止のため、政府から緊急事態宣言が4月に発令され、解除はされたものの、当協会のみならず多くの加盟団体、関係団体でも、活動を縮小、変更あるいは中止等を余儀なくされています。当協会の2020年度事業について、財政的にも従来と同じ方法の活動を継続することは難しく、活動を見直し、新しい活動の方法を考えるべきだとして常任理事会でも検討してきました。

会員減少

会員確保とは、各加盟団体の会員が増えることです。それを援助する観点から、本部としては、加盟団体役員連絡会で各加盟団体の活動を紹

介しあうことを行ったり、各地での講演会にも講師を派遣するなど、協力してきました。「いとご」についても各地の情報やご家族の様子を伝える内容を増やしました。しかし、それらだけでは情報量やスピード、ひろがり、費用の面からも限界があります。各加盟団体の力もさまざままでその地域の協会だけでは担えないところもあります。新たな取り組みが必要だと思えます。そこで、本部主導で、ネットを使って、地域の協会と協力して講演会を開催したり、地域を超え同じ悩みを持つ親同士のネット交流会などが考えられます。具体的な展開はこれからですが、理事さんにもご協力をお願いします。

予算

2020年度の事業計画、予算については新型コロナの状況を折りこんでいません。今後の状況により補正

が必要となった際はあらためてお話ししたいと思います。総会旅費という名称で別途会費を徴収していますが、今年の総会はZOOMによる方法のため、その分の旅費はいりません。しかし、この旅費は加盟団体役員連絡会の旅費にも当てています。加盟団体役員連絡会については、従来どおり実施の予定ですので、本年の会費徴収は従来どおりとし、来年度の予算で検討します。

全国大会など 残念ながら、第26回全国大会(山梨大会)は中止となりましたが、2年後の27回全国大会(佐賀大会)に向けての準備を始めます。佐賀大会の次の開催地についても決めることが必要になります。前回に、ブロック単位で持ち回りにすることになっていますが、地域の実情に合わないところがあり、もう一度、全国大会のあり方についての委員会を設けて検討を行って

きたいと思います。今後の活動について、皆様にもご意見をいただきながらすすめていきたいと考えています。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上



一般社団法人日本自閉症協会 2020年度事業計画

自閉症スペクトラム障害の人達に対する福祉の増進及び社会参加の促進を図り、広く社会に貢献することを目的に、定款に定める次の事業を推進する。

1. 相談事業
2. 調査・研究事業
3. 理解・啓発事業
4. 施策への提言と改善推進
5. 支援者・成年後見人等の育成
6. 研究会・講演会
7. 出版及び物品販売事業
8. 保険業
9. 関連組織の育成援助
10. 諸団体との提携・協力
11. 国際交流
12. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

各事業の推進に当たっては、以下を

重点として取り組む。

- ①各種委員会の再編成を行い、各事業の遂行および新たに推進すべき事項などに対処し得る様に整備する。
- ②経済効率および情報化の観点から、メールおよびインターネットなどを活用した委員会活動の中で、より良い成果を得るよう推進することとする。
- ③各種事業を通じて自閉症の当事者およびその家族・兄弟姉妹からの要望などにも留意し情報を収集することに努める。
- ④新たに起きる諸問題に対して、迅速に対応し得る体制を整えていく。
- ⑤各事業の推進にあたり、支援団体等より助成金を獲得しつつ自閉症の人々の福祉の増進に一層努めるものとする。
- ⑥事業活動を推進するため、会員加入促進を積極的に進める。
- ⑦助成金や公告宣伝費等による収入

を増加し、事業の多様化および活性化を図る。

事業(定款に従って記述)

1. 相談事業

本事業は、会員だけでなく自閉症スペクトラム障害の本人やその家族等の支援のために、支援者も含めた相談に関する事業を行う。東京築地の協会事務所で専門・一般・家族相談員による相談事業を協会事務局が運営を担当する。

1) 専門相談、一般相談、家族相談員による相談事業

自閉症スペクトラム障害の本人やその家族等の支援のために、自閉症を専門とする臨床心理士、(社会福祉士)及び家族相談員を配置して電話又は面接による相談を行う。

2) 協会事務局が関係機関の助成を得て全国加盟団体と連携(委託)し展開する相談事業助成が内定した時点で連携の地区協会に通知し、地区

協会の活動を円滑化する。

(1) 在宅心身障害児療育研修事業(社福全国心身障害児福祉財団の助成事業)

①保護者研修会・家庭における自閉症児の療育や、生活援助に役立つ知識および技術習得のために専門家による講義・実技指導等の研修を行う。

②福祉相談事業・在宅の自閉症児と保護者のために、医師・心理判定員などの専門家による相談や療育指導及び福祉サービスの利用方法の相談等に関する事業を行う。

(2) 在宅重度障害児集団療育事業(社福全国心身障害児福祉財団の助成事業)

①集団療育キャンプ事業・在宅の重度の自閉症児と保護者の日常生活の技術向上の為に、医師などの専門家が宿泊を共にし、保護者に対しては日常生活の指導方法や訓練技術

<p>などの指導等を行うと共に、自閉症児に対しては日常生活における基本的動作の指導及び機能訓練などを行う。</p> <p>(3) 治療教育相談等事業 (公益財団法人 JKA 補助事業)</p> <p>① ASDのある人の地域生活を豊かにする学習相談会・自閉症児・者とその家族が地域社会の中でともに生活できるようにするために、保護者に直接専門の医師や教育者が療育指導を行い、又、自閉症児・者を診ながら療育の相談やアドバイスをする相談事業を行う。</p> <p>② ASDのある人とその家族のための集団キャンプ事業・自閉症児・者とその家族が地域社会の中でともに生活できるスキルを獲得するために、集団生活ができるよう、又、家族の参加により日常生活に般化できるよう医師等の専門家により適切な指導のもとに、集団指導キャンプ事</p>	<p>業 (1泊2日) を行う。</p> <p>2・調査・研究事業 自閉症スペクトラム障害者と家族支援のために調査・研究に取り組む。 ○日本自閉症協会専門相談での相談についての研究調査 ○自閉症に関する基礎的な情報集約、活用のための基礎調査</p> <p>3・理解・啓発事業</p> <p>1) 出版 「いとしご」「いとしご別軌の刊行 (1) 機関紙「いとしご」の刊行 自閉症に関する国内外の療育・教育・就労・制度等の情報を、家庭、行政、専門家、支援者、教育関係者、報道機関等に幅広く提供することにより、自閉症に対する正しい理解を促進し、各分野の支援の質の向上を図る。 (2) 「かがやき」(「いとしご別冊」)の刊行 自閉症児・者の療育に関する専門</p>	<p>的情報を治療・教育に携わる教師、施設職員、治療・相談機関関係者、保護者等に伝えるために、指導誌として発刊されていたものを、タイムリーな話題を提供するために、「かがやき」(「いとしご別冊」)として随時を作成し頒布する。</p> <p>2) 情報発信 ・ホームページの運営 自閉症スペクトラム障害に関する情報や当協会の情報を随時発信するために、当協会のホームページを運営する。ホームページの目的を再確認すると共に、内容の充実、運営体制の強化に取り組むと共に、各加盟団体の支援の検討・試行を行う。 ・即時性、相互性を深める情報発信の構築</p> <p>3) 「世界自閉症啓発デー」イベント 国連が定めた毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」に合わせ、自閉症スペクトラム障害について、広く</p>
<p>国民の理解を得るための啓発活動を行う。</p> <p>・全国各地での理解啓発の取り組みを支える。(情報提供など)</p> <p>・啓発シンポジウム(厚生労働省との共同主催)と、東京タワーブルーライトアップ(厚生労働省)をシンポイベントとして継続強化する。</p> <p>・発達障害啓発週間を意識し、同関係団体との協同を進める。</p> <p>・国連が定めた3月21日の世界ダウン症の日との連携を進める。</p> <p>・海外の自閉症関係団体との連携を進める。</p> <p>4) 災害対策の推進 自閉症児者への災害発生時の適切な対応や支援体制の必要性について、理解が進むよう周知を図る。</p> <p>5) 自閉症児者の余暇支援と活動機会の拡大のため、自閉症児者の日常生活に結びついた芸術活動や適したスポーツの推進を図る。</p>	<p>4. 施策への提言と改善推進 障害者全般及び自閉症スペクトラム障害等の発達障害者の地域での豊かな生活のために、主に国レベルの制度の創設や改革・改善に取り組む。障害者権利条約に基づく諸制度の改革を前提とした、福祉・教育・災害対策等、広い範囲にわたっての法制定・改正、予算要求、助成、等に関係省庁に提言や改善の働きかけを行う。</p> <p>5. 支援者・成年後見人等の育成</p> <p>1) 支援者の育成 発達障害児者への高度な支援を担う人材を養成していくために、関係団体と協力して取り組む。</p> <p>2) 成年後見制度改革への取り組み 成年後見制度利用について情報を収集し、利用者の立場から検討を行う。</p> <p>6. 研究会・講演会事業 全国大会の開催準備</p>	<p>全国各地での自閉症スペクトラムの理解啓発推進のため、全国大会を行う。2020年度は山梨県にて開催予定だったが新型コロナウイルス感染拡大の状況から中止。</p> <p>7. 出版及び物品販売事業 調査・研究に伴う出版及び物品の販売事業を行う。 収益事業としての出版や物品販売について必要に応じて検討する。</p> <p>8. 保険事業 当事業は平成11(1999)年6月1日に自閉症児者の為の互助会事業として、病気またはケガによる入院諸費用負担の軽減を図る ASJ 互助会保障と、本人の傷害(ケガ)による通院・入院・死亡・後遺症の補償と他人への損害賠償補償による AIU 普通傷害保険を合わせて、「自閉症児・者のための総合保障」としてスタートした。 平成26(2014)年の4月からは、</p>

一般社団法人 日本自閉症協会への移行と同時に厚労省所管の認可特定保険業 ASJ 保険となり、後年社名変更した AIG 損保の普通傷害保険と合わせ名称を「自閉症スペクトラムのための総合保障」と変更し、ASJ 総合保障と略称している。令和2年度(2020年度)からは AIG 損保の普通傷害保険に弁護士費用等補償を加える改定を行い補償範囲を強化した。これまでの実績を踏襲し、着実な運営を行っていく事を基本方針としている。

9. 関連組織の育成援助

加盟団体の連携強化

1) 加盟団体役員連絡会の開催

加盟団体相互の情報交換や課題検討のため、当協会加盟団体が集まり、役員連絡会を開催する。全国各地域の質的・量的活動強化のために、全国役員連絡会を重要な情報提供の場とするとともに、全国各地域の状況

や課題把握や情報交換の場として活用する。

2) 加盟団体への情報提供

全国的な活動の展開や地域の活動を支援するため、インターネット有効活用する。

10. 諸団体との連携・協力

自閉症スペクトラム障害をとりまく環境をよりよくするために、関係団体との連携を密にして、施策の提言や改善推進を行う。

1) 関係団体との連携強化

2) 発達障害支援センターとの連携
発達障害支援法が改正され、各地で自立支援協議会が発達障害支援センターを核として進むことが予想されることから、各地の同支援センターとの連携を密にする。

3) 多分野にわたる連携の推進

共生社会の進展にともない自閉症スペクトラム者の課題がさまざまな領域に拡大していることから、福祉、

教育、幼児療育等に加え、司法、ひきこもり、いじめ、大学生、結婚生活や障害年金などの分野で活動している団体や個人との連携を進める。

11. 国際交流

諸外国の自閉症関連団体などとの情報交換を積極的に行い、先進的な情報を得るとともに、日本の自閉症支援の情報も発信し、自閉症スペクトラム障害を取り巻く環境の改善につなげる。

1) 諸外国の自閉症関連団体との情報交換

2) 対応能力の向上

3) ASEAN を中心とする運動団体との交流促進

ASEAN を中心とする運動団体であるアジア太平洋障害者センター(APCD)主催のアセアン自閉症スポーツ大会への参加を検討する。

12. 日本自閉症会の在り方や活動の方向性の検討

当協会の発展のために当協会が担うべき役割や、活動について中長期的な視点で検討する。

新型コロナウイルス感染症に関する要望書

令和2年4月17日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 橋本 泰宏 部長様

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

一般社団法人 日本自閉

支援者協会 会長 松上 利男

強度行動障害医療研究会 呼びかけ

人代表 市川 宏伸

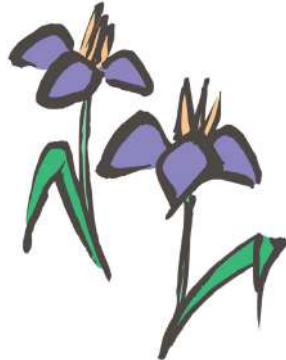
新型コロナウイルス感染症に関する
要望

厚生労働省におかれては、新型コロナウイルス感染症への対応について国民の生命の安全を守る先頭に立って様々な取り組みをしていただき、感謝申し上げます。私たちは、障害福祉や医療の現場で、円滑なコミュニケーションが苦手な知的・発

達障害者の支援に当たっている者、家族等が所属する団体です。連日の厚労省の会見や報道等で、感染が確認された後の治療が困難になっている状況をふまえ、私たちは自分たちの現場で対応できることを迅速に進めたいと考えております。その際に下記の点について貴省において対応をしていただけますと大変助かりますので、どうぞご検討のほど、よろしく願いいたします。

記

1 グループホームを含む入所系の重度の障害者が感染した場合、自宅や施設で隔離の上で養生となることが多いと思われるので、その際の支援職員や家族等への防護服の提供、PCR 検査の優先、酸素(ボンベ、マスク、モニター)の提供等(*)について、配慮してほしい。(*)状況の変化により現場ニーズの高いものを随時情報提供する。



2 重度の知的・発達障害者が人工呼吸器を必要とする状態になって入院をせざるを得ない場合、医療関係者と当事者間のコミュニケーション支援を行う必要性が非常に高くなることから、適切な人材(たとえば、重度訪問介護事業所の職員など。当事者の特性を良く理解している者)の活用について検討してほしい。

以上



厚生労働省への要望書

令和2年5月6日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 橋本 泰宏 部長様

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川 宏伸

一般社団法人 日本自閉症
支援者協会 会長 松上 利男

Covid-19による障害者施設壊滅危機への早急な援助要望 厚生労働省におかれては、新型コロナウイルス感染症への対応について国民の生命の安全を守る先頭に立って様々な取り組みをしていただき、感謝申し上げます。私たちは、障害福祉や医療の現場で、円滑なコミュニケーションが苦手な知的・発達障害者の支援に当たっている者、家族等が所属する団体です。連日の厚労省の会見や報道等で、感染が確認された後の治療が困難になっている状況を

ふまえ、私たちは自分たちの現場で対応できることを迅速に進めたいと考えております。その際に、4月17日に要望させていただきました点に加えて、下記の点についても対応をしていただけますと大変助かりますので、どうぞご検討のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 施設支援の現状 もともと福祉施設における医療リソースは極めて乏しく、何名かの看護スタッフと福祉スタッフが頑張るしかありません。また、特に知的障害を伴う入所施設においては、利用者はウィルスの意味を理解することが困難な者も多く、マスクの装着は難しく、手洗いも介助者がいなければ困難な例も少なくありません。多くの施設はウィルスを防ぐため外出・外泊・面会禁止です。最近の千葉や広島における罹患状況を勘案すれば、一

度ウィルスが侵入すれば、ロックダウン状態になり、クルーズ船と同様な状態になることが危惧されます。最悪の場合は、利用者は保護者に会えないままになってしまうでしょう。このような中で、以下のようなニーズがあるとの声が、施設職員から寄せられています。

- ・感染予防のための物資やマンパワーが不足 予防のための医療器具も乏しく、対応するスタッフがウィルスを持ち込まないように気を付けるしかありません。ウィルスが何らかの理由で侵入すれば、蔓延を防ぐための手段は限られています。マスク、手袋、防御衣は限られており、医療行為に不慣れなスタッフが対応することにより、スタッフの罹患も考えなくてはなりません。物資やマンパワーについて、外部からの支援が必要となっています。

- ・感染者が出た場合の対応への不安

利用者が罹患しても、「治療に協力的でない」との理由で、医療施設への入院は難しいと思われれます。この段階では、医療の専門家の介入、支援(施設への医療スタッフの派遣、入院施設への施設スタッフ等の派遣などの柔軟な対応)が必要になります。障害があってもできる限り治療をお願いしたい。対応するスタッフはウィルス罹患の可能性があり、子どもがいる自宅には帰宅できない場合もあります。支援が続くと、疲労が蓄積し、宿泊スペースを持たない施設では、別途 宿泊場所が必要です。

2 在宅支援の現状 入所施設を利用していない知的・発達障害者は、家族または通所や居宅支援事業所の職員などが、予防や治療について本人の支援を行う必要がありますが、その人数は施設支援に比べて非常に限られ、役割を分担して本人の世

話をしたり、外出につきそったりする必要があります。このような中で、以下のようなニーズがあるとの声が、知的・発達障害者の家族や事業所職員から寄せられています。

- ・本人の支援を行う家族または事業所職員が感染した場合の不安 基本的には隔離または3密を避ける形での対応が必要になりますが、知的・発達障害者で飛び出しや自傷など本人の生命に危険を及ぼすような行動を衝動的にとるような場合があり、本人の特性をよく知る支援者の確保が新たに必要になっています。

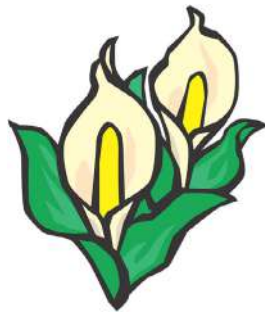
- ・3密の原則が必ずしも優先できない場合の無理解 上記のような危険な行動から本人の安全を守るためには、本人の傍で支援を行う必要が多くなりますが、このような特性を知らない人からは冷たい目で見られることや、パッシングを受けるこ

とが生じています。
 ・本人が報道や SNS の情報を誤って受け取ることへの対応 厚生労働省はじめ政府機関や報道機関は、現在様々な情報を迅速に発信されていますが、知的・発達障害者障害特性から断片的に情報を受け取り、親から距離をとるために離れて家出をしたり、10万円の給付をだまし取られたりする等のトラブルが生じています。

3 要望

(1) 施設入所、在宅の知的・発達障害者の感染予防や治療のために不足している物資やマンパワー（一部は4月17日の要望書に記載）について、都道府県等が把握かつ必要な対策を行うように指示または連絡をしてください。不足する支援職員の就業可否判断のための定期的予防検査の実施（特に入所施設）を優先的に行ってください。

(2) 知的・発達障害者の特性をふまえた情報発信を、厚生労働はじめ政府関係機関から（私ども 当事者団体、支援者団体も協力しますので）迅速に行ってください。



案内

以下の依頼が来ています。協力してあげようと思われる方は、奈良県自閉症協会事務局か、直接、下記にある研究者の電話先か E-mail アドレスに連絡して下さい。(河村)

2020年6月吉日

奈良県自閉症協会 様

研究ご協力をお願い(依頼)

私は長崎大学大学院医歯薬学総合研究科保健学専攻に在籍しております、米田直人と申します。感覚の問題により生活上での困難を抱えている自閉スペクトラム症（以下 ASD）者の中には、自らの感覚の問題特性に気づき、適切な対応を考案している方がいらっしゃいます。ASD 当事者が考えた感覚の問題に対する対処法は、実体験に基づいて生活の中から編み出されたものであるため、専門家の視点では気づきにくい困難に

対しても有用である場合があります。そのため私は、本研究により ASD 者が生活上で感覚の問題によって困っている点と、その点への対処法について明らかにしたいと考えております。

そのためこの度は貴会の会員様に研究へのご協力を依頼させていただきたく存じます。本研究の趣旨をご理解いただき、研究協力をご承諾いただける場合は、同封の会員様宛の研究協力依頼文書と調査票（自閉スペクトラム症者の感覚の問題による困難とそれらへの対処法についての1次調査）、返送用封筒を当方からお送りします。貴会の会合などの折にご配布いただければ幸いです。

研究の詳細は以下の通りです。

1. 研究の目的、方法及び期間

<目的>

① ASD 者が感覚の問題によって生活でどのように困っているのかを明ら

かにすること

② その困難に対してどのように対処しているかを調査すること
 以上の2点です。

<方法>

・1次調査：調査票（自閉スペクトラム症者の感覚の問題による困難とそれらへの対処法についての1次調査）に感覚の問題によって困っていることと、困っていることに対してどのように対処しているのかを記入して頂きます。

・2次調査：その後、さらに協力して頂ける方には、自閉症傾向を評価する対人応答尺度第2版 (Social Responsiveness Scale Second edition: SRS2), 感覚処理特性を評価する感覚プロフィール (Sensory Profile: SP) を後日送付することとしております。

記入には合計25分ほどかかります。

<対象者>

自閉スペクトラム症（自閉症、広汎性発達障害、アスペルガー症候群などを含む）の診断を受けている成人の当事者の方、もしくは自閉スペクトラム症の診断をお持ちの方（成人されていない方を含む）のご家族の方が対象です。

<期間>

・配布～2023年3月31日まで

2・自由意思による同意と同意撤回の自由

本研究への協力は自由意思によるものです。協力しなくても一切の不利益はございません。

・1次調査：同封した調査票への記載。送付をしていただくことで同意とみなします。この場合、無記名で調査票を送付していただくこととなりますので、分析終了後のデータについては撤回の意向に沿うことが困難である場合がございます。あらかじめご了承ください。

・2次調査：1次調査の調査票返送時に、1次調査の調査票の2pにあります、連絡先を記載していただくことで2次調査への研究協力同意と判断させていただきます。同意して頂いた方には、後日検査を配布いたします。研究協力に同意した後でも、研究協力をやめなくなった場合、届いた検査 (SRS2, SP) を送付しないことも可能です。また、研究協力に同意した後であっても、研究者に電話して頂くことで撤回が可能です。撤回を求めても一切不利益はありません。

3. 予測される危険性

・1次調査：自由記述型の調査票による回答を求めるものであるため、不安・不快を引き起こすリスクは小さいと考えております。また、無記名での返送となるため個人情報漏洩に関するリスクはありません。

・2次調査：当事者またはその保護

者の方を対象にする前提で作られた検査を用いるため、調査内容による不快・不安のリスクはこちらも小さいと考えます。個人情報については、1次調査のデータと連動させる必要があるため、1次調査において調査票に氏名・住所を記載して頂きます。加えて、2次調査の結果を知りたい方にはE-mailアドレスの記載を求めます。個人情報については以下のように扱います。

4. 個人情報の保護

・1次調査：1次調査のみへの協力の場合は無記名での回答となりますので、個人を特定しない形でデータを扱います。

・2次調査：2次調査に参加される方は、個人情報の記載が必要となります。個人識別情報を含む情報については、コンピューターに入力する際、対応表のファイルを作製して匿名化し、個人識別が可能なこの対応

表ファイルは情報管理者がNUDriveに保存します。また、紙媒体のデータに関しては、鍵のついたキャビネットで厳重に管理します。2次調査の返送時については、対応表のIDで質問紙を管理するため、個人情報の記載は不要です。結果の返送については、1次調査での調査票に書かれたE-mailアドレスに、結果をまとめたパスワード付きのファイルを送付いたします。その後、ファイルのパスワードが記載されたメールを追って送付いたします。1次調査、2次調査共に、データは研究の発表もしくは論文投稿後5年間保管したのち、個人情報の判読、復元が不可能な方法ですべて破棄します。

5. 研究成果の公表

結果は研究者が所属する学会や論文発表、協会誌等への掲載をもって公表いたします。その際、個人情報が特定されることがないように配慮い

たします。また、2次調査においては、検査の結果を知りたい方にはE-mailでお伝えいたします。

6. 費用負担に関する事項

1次調査・2次調査ともに回収に際する郵送費用については、調査協力者には同封の返信用封筒で投函していただくため、費用負担はございません。 以上

研究実施者名：米田 直人、野田 遥

研究責任者名：岩永 竜一郎

郵便番号：〒852-8520 住所：

長崎県長崎市坂本1丁目7番1号

所属機関：長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 保健学専攻

電話番号：095 - 819 - 7993

E-mail：iwanagar@nagasaki-u.ac.jp



ちろ特報部

昨年十月、けやきの郷を台風19号が襲った。同十二日夜、施設のすぐ脇を流れる越辺川が増水し、堤防が決壊。施設は濁流にのまれた。水の高さは三層に迫り、家具や器材は泥まみれになった。

入所者の多くは事前に自宅や避難所に移っていたが、強い行動障害がある五人は職員と一緒に安全と思われていたグループホームに退避し、孤立した。翌朝、消防隊に救助された。

入所者らは、集団で避難生活することはできなかった。生活の場を失った入所者たちは、親元や避難所、他の施設へと分散した。環境になじめずスタッフにかみついたり、建物の二階から飛び降りようとしたりと、トラブルが相次いだ。

新築移転は市との協議がまとまらずに断念した。

あきらめず、同じ場所での復旧を目指したのは「全国からの励ましがあつた」(阿部さん)からだった。

泥だらけになった施設の片付けには学生や他の障害者施設関係者ら、千人のボランティアが駆けつけた。義援金を届けてくれた施設の人もいた。

一方で阿部さんは「水害は人災だった」と言う。そもそも、なぜ川の近くに施設があつたのか。先駆的な

自助頼み「日本の縮図」



昨秋の水害の後、泥かきや家具の運び出しを手伝う各地からのボランティア

取り組みだっただけに、建設を世間から反対された。けやきの郷の歩みを振り返ると、そんないきさつが浮かんでくる。

けやきの郷は一九八五年に設立された、全国で二番目、東日本では初めての自閉症の専門施設だった。

自閉症は「対人関係やコミュニケーションが難しい」と

場はほぼなかった。阿部さんの長男太郎さん(五)も自閉症。義務教育さえまともに受けられなかった。

そんな状況を変えようとして七九年、阿部さんが施設の建設運動を始めた。すると「障害者施設ができる」と地価が下がる」と地元で猛反対が起きた。計画地を転々としたが約七年かかってようやく開所した。それが今の場所。民家から離れた川のそばだった。

市の水害ハザードマップを見ると、施設は危険地帯にすっぽり入る。九九年夏の豪雨でも水害に遭った。だから、阿部さんは「ケアを必要とする人の施設を危険な所に建てることを行政が認めたことが被害の根本にある」と指摘する。

その冷たさを、阿部さんは今も感じている。施設は台風被害を乗り越え、四月に全面再開するはずだった。そこに新型コロナウイルスが立ち上がった。

「自閉症の僕が跳びはねる理由」などで知る人が増えた。だが、当時はほとんど理解されていなかった。

義務教育を終えても、重い知的障害と行動障害がある自閉症の人を受け入れるへの対応を冷たいと感じ

厚労省

消毒液などの供給なし 障害者向け対策示さず

35年苦闘の運営 再び自閉症者への差別助長 懸念

た。「感染発生に備えて人員確保しなさい」とはいつても、障害の特性に合った対策は示されない。これって自助に偏る日本の縮図じゃないでしょうか。防護服も消毒液も送ってはいけません。人の命を守るという点では医療と同じ、投げ出せない仕事なのに」

施設は差別や偏見の中から出発し、ようやく、各地から支援が集まるころまでこぎ着けた。伊得さんは「再び自閉症者への差別や偏見が助長されないか」と、新型コロナウイルスで流れが逆行しないか心配する。

そして伊得さんは「社会が困難になると人々の不安や鬱屈した感情はより弱者に向けられがちになる。そうならないよう、私たちはコロナ終息後を見すえて闘っていく。真の共生社会を実現するために」と続けた。

テキスト

施設への猛反対の話で思った。老人ホーム、児童養護施設、軽費宿泊所。最近では保育園も嫌な顔をされる。それは差別であり、偏見だと分かっていく。だが、いざ自宅近くになるとたらどうするか。正直なところ、いろいろな考えがよぎるだろう。自分の小ささを自覚し、正していきたい。(裕)

2020.6.10

障 福 第 1 2 3 号

令和2年6月18日

各障害児入所施設
各障害者入所施設 各位
各障害者関係団体

奈良県福祉医療部障害福祉課長
(公 印 省 略)

プロ野球年間シーズンシートチケットの配布について（案内）

県では、スポーツを「観る」機会を創出することで、スポーツへの関心を高めるとともに、スポーツを始めるきっかけとなるよう「プロスポーツの観戦の機会づくり」に取り組んでいます。昨年に引き続き、今年も障害のある方や子ども達にプロ野球を観戦していただけるよう、「京セラドーム大阪」及び「ほっともっとフィールド神戸」共通のプロ野球年間シーズンシートチケットを配布いたします。

つきましては、標記チケットを希望される場合は、別添の「プロ野球観戦チケット利用の手引き」をご確認のうえ、別紙1「利用申込書」により、6月30日（火）までに県障害福祉課社会参加促進係へお申込みいただきますようお願いいたします。

シーズン開幕から当面は無観客での開催となり、引換開始日（有観客試合開始日）が未定のため、特別措置として2020アドバンスチケットは2021年オリックス・バファローズ主催公式試合においても利用可能となっております。

なお、チケットの枚数には限りがありますので、希望枚数の上限は、10枚まででお願いします。ただし、申込多数の場合には、ご希望に添えないこともありますので、予めご了承ください。

奈良県福祉医療部障害福祉課
社会参加促進係 小北
TEL：0742-27-8922
FAX：0742-22-1814

プロ野球観戦チケット利用の手引き

企業等の社会貢献活動の一環として、県に寄附された「プロ野球年間シーズンシートチケット」を活用し、子どもや障がいのある人などのプロスポーツ観戦機会を創出することで、スポーツへの関心を高め、運動・スポーツに取り組むきっかけづくりを行うとともに、社会福祉の増進を図ることを目的とする。

1 概要

- (1) 内容
プロ野球公式戦を無料で観戦できる「年間シーズンシート（アドバンスチケット）」を配布する。
- (2) 対象団体
ア 障がい者・児福祉の増進に寄与する団体
イ 児童福祉の増進に寄与する団体
ウ ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与する団体
- (3) 利用対象
子どもや障がいのある人（対象者1人につき、2人までの引率・介助者も利用可能）
- (4) 配布物
「年間シーズンシート（アドバンスチケット）」（事前引換タイプ）

2 配布の流れ

- (1) 利用申込み
【申込方法】 別紙1「利用申込書」に住所・団体名・代表者名等を記入し、申込締切日までに下記担当窓口へ提出してください。内容の集計後、配布枚数と日時の調整を行います。

【申込締切】 令和2年6月30日

【担当窓口】 アの団体 「県福祉医療部障害福祉課 社会参加促進係」
イ・ウの団体「県子ども・女性局子ども家庭課 児童虐待対策係」
- (2) チケットの受領
上記担当窓口にてチケットを配布しますので、受け渡しの際には別紙2の「受領書」に受領者の住所・団体名・氏名等を記入し、受領印を押印のうえ、提出してください。
- (3) 利用報告書の提出
チケットの利用期間が終了したとき、もしくはチケットを利用しなくなったときは、速やかに別紙3「利用報告書」を上記担当窓口へ提出してください。

- * 未使用のチケット（利用の見込みが無いチケット）は利用報告書の提出とあわせて返却してください。
- * 利用報告書が提出されないなど、利用内容が明確でない場合は以降の利用について制限させていただくことが有ります。

3 注意事項

- (1) チケットの目的以外の利用したり、有償無償を問わず第三者に譲渡したりすることはできません。
- (2) チケットの再発行はできません。
- (3) 試合観戦等により生じた事故（損害）等や、第三者に与えた損害については責任を負いません。
- (4) 試合観戦の利用申込み等については、利用者自身でお願いします。
- (5) チケットの枚数には限りがありますので、ご希望に添えない場合があることをご了承ください。

令和 年 月 日

奈良県文化・教育・くらし創造部
スポーツ振興課長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

プロ野球年間シーズンシートチケット利用申込書

次のとおり、年間シーズンシート（アドバンスチケット）の利用を希望します。
 なお、当該チケットを利用目的以外に使用したり、第三者に有償無償を問わず譲渡しないことについて承諾します。

希望枚数	枚
	{ 2020アドバンスチケット 大阪・神戸共通 事前引換タイプ指定席回数券 }
利用目的	(該当する記号に○をつけてください。) ア 障害者・児福祉の増進 イ 児童福祉の増進 ウ ひとり親家庭等の福祉の増進
担当者	住 所
	氏 名
	連絡先

プロ野球年間シーズンシートチケット受領書

奈良県文化・教育・くらし創造部
スポーツ振興課長 様

年 月 日

住 所

団 体 名

受領者名

印

下記のとおり、正に受領いたしました。

受取枚数	枚
2020アドバンスチケット 大阪・神戸共通 事前引換タイプ指定席回数券	

年 月 日

奈良県文化・教育・くらし創造部
スポーツ振興課長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

プロ野球年間シーズンシートチケット利用報告書

次のとおり、年間シーズンシート（アドバンスチケット）の利用について報告します。
なお、残りのチケットについては、来シーズン利用の見込みです。

受取枚数	枚 (①)		
利用状況	試合日	利用枚数	(うち付添人等の利用枚数)
合 計		枚 (②)	
残余枚数	枚 (①-②)		

※利用枚数欄の行数が足りない場合は、様式をコピーしてお使いください。

発行人：関西障害者定期刊行物協会
住 所：〒543-0015
大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
編集人：奈良県自閉症協会
定 価：100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行